
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/12/15号 (No. 389)

○ 法律・法規等

1. 商務部：「輸出管制法」は知的財産権を保護(中国打撃侵権工作網 2020年12月4日)

○ 中央政府の動き

1. CNIPA、「海外重点国家における商標権利保護ガイドライン」公表(中国打撃侵権工作網 2020年12月9日)
2. 農業農村部、「植物新品種再審査申請ガイドライン」を公表(中国知識産権资讯网 2020年12月9日)
3. CNIPAとEPO、第14回中国EU特許庁長官会合を開催(国家知識産権網 2020年12月9日)
4. 第27回日中特許庁長官会合が開催 糟谷長官と申局長が出席(国家知識産権網 2020年12月7日)
5. 第20回日中韓特許庁長官会合がテレビ会議方式で開催(国家知識産権網 2020年12月4日)
6. 中国とチリ、特許審査ハイウェイ試行プログラムの期間を延長(国家知識産権網 2020年12月4日)
7. 中国、WIPO及び各国との連携を強化 グローバルな知財ガバナンスに深く参与(中国企業知識産権網 2020年12月4日)
8. 第26回中韓特許庁長官会合が開催 共同検索推進などで意見交換(国家知識産権網 2020年12月4日)

○ 地方政府の動き

1. 浙江省、専利代理業界の信用管理を強化 管理弁法を公表(中国知識産権资讯网 2020年12月9日)
2. 湖北省、知的財産権行政保護と司法保護の連携を強化(国家知識産権網 2020年12月7日)

○ 司法関連の動き

1. 蘇州中級法院と浦東新区法院が知的財産権司法保護で提携(中国打撃侵権工作網 2020年12月10日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 税関総署、1～11月の権利侵害被疑貨物は4557万点 11%増(中国打撃侵権工作網 2020年12月8日)
2. 1～11月、浙江省の知的所有権税関登録が2547件 全国最多(中国打撃侵権工作網 2020年12月4日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 世界のユニコーン企業トップ500ランキング、中国2年連続で首位(中国企業知識産権網 2020年12月4日)

○ 統計関連

1. 昨年の知的財産権指標、中国は引き続き世界をリード＝WIPO報告書(中国打撃侵権工作網 2020年12月7日)
2. 中国、1～10月の知的財産権使用料輸出27.2%増＝商務部(国家知識産権戦略網 2020年12月3日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 商務部：「輸出管制法」は知的財産権を保護★★★

全国人民代表大会常務委員会がこのほど採択した「輸出管制法」は12月1日より正式に施行された。輸出業者としての外資系企業の中には、管理品目リストに掲載された貨物の輸出を申請する際に、知的財産権や営業秘密を含む追加資料の提出を中国政府に要求される可能性があるかどうかについて懸念している企業もある。

これについて、中国商務部の高峰報道官は12月3日の定例記者会見で、今月から施行された輸出管制法の対象となる製品リストを「適切な時期に公布する」と明らかにした。

記者会見で高峰報道官は「中国は『輸出管制法』関連法規の立法作業を積極的に推進している。管理品目リストをさらに改善し、適切な時期に公表する。同法施行に先立ち条例などで輸出規制が定められている製品とそのリストについては、同法に基づく新たなリストが公布されるまでは有効である」とした上で、「商品の知的財産権を含む輸出業者のすべての法的権利と利益を効果的に保護する」と述べ、外資系企業は全く心配する必要はないと強調した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年12月4日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202012/329651.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. CNIPA、「海外重点国家における商標権利保護ガイドライン」公表★★★

国家知識産権局（CNIPA）が9日に明らかにしたところによると、江西省で開催された第12回中国国際商標ブランドフェスティバルにおいて、同局の知的財産権保護司と中華商標協会が共同で作成した「海外重点国家における商標権利保護ガイドライン」が正式に発表された。

「ガイドライン」は、中国企業の海外での権利取得及び権利保護を支援することを目的として、中国企業の商標が海外で抜け駆け出願された場合、または第三者によって権利侵害された場合の解決案や対応策を提案し、企業が効果的に知的財産権を活用することを手助けするという。

近年、中国企業の海外進出が加速するにつれて、中国ブランドは世界範囲で広く注目され、多くの企業が海外で抜け駆け出願や権利侵害に遭遇する傾向が強まっている。中華商標協会のデータ（「商標協会会員企業の国際商標登録に関する早期警戒報告書」）によると、「自社の商標が海外で抜け駆け出願された経験」がある企業は、会員企業の約12%~34%を占めていることがわかった。このほか、中国企業の商標の偽造や無断使用などの侵害も頻繁に発生している。

「ガイドライン」はカンボジア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ロシア、チリ、南アフリカ、ベトナム、インドネシア、トルコなどの10数ヶ国を「重点国家」として選定し、各国の商標制度や権利保護のあり方などを全面的に整理し、中国企業に実行可能なマニュアルを提供することを目指すという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年12月9日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/gnxw/202012/330044.html>

★★★2. 農業農村部、「植物新品種再審申請ガイドライン」を発表★★★

12月9日、農業農村部の種子管理司、科技発展センターが共催し、中国種子協会が運営を担当した「2020年全国農業植物新品種権利保護シンポジウム」が山東省・寿光市で開催された。

シンポジウムの会場で、農業農村部・植物新品種再審委員会が「植物新品種再審申請ガイドライン」を発表した。同ガイドラインは11条からなり、策定の背景や所定書式の説明、再審申請書の詳細な要件、申請に必要な資格要件、証拠資料などの内容が盛り込まれている。このガイドラインは、再審を申請する際の申請者向けのマニュアルとしてのみ使用され、強制的なものではないという。

関係者によると、農業農村部・植物新品種再審委員会の秘書処では現在、農業植物新品種の再審規定を改正する作業を始めており、「植物新品種保護条例」の改正にあわせて適時に完成するよう推し進めている。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年12月9日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=126310

★★★3. CNIPAとEPO、第14回中国EU特許庁長官会合を開催★★★

12月4日、中国国家知識産権局（CNIPA）と欧州特許庁（EPO）が第14回長官会合を開催した。申長雨局長とカンピーノス長官が出席し、PCT協働調査試行プログラムの進捗状況や人工知能（AI）分野の協力、五大特許庁枠組み下の双方間協力などを巡って意見を交換した。

申局長は、コロナ禍に共同対応する旨の共同声明の発表、中国EU間のPCT協働調査試行プログラムの開始など、双方の協力で上げた成果はより多くのユーザーに恩恵をもたらす、中国とEUのイノベー

ション、経済、社会の発展に寄与していると語った。カンピーノス長官は、「今年、中国から EPO に提出された特許出願と特許登録の件数が増加し続けていることは、EPO と CNIPA の協力による効果を反映している」との認識を示し、今後の協力深化でより多くの成果を上げるよう期待すると表明した。

会合後、両長官は、中国・EU2021 年度活動計画、データ交換了解覚書補足協定、EUPQUE Net に関する協定に署名した。

(出典：国家知識産権網 2020 年 12 月 9 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/9/art_53_155483.html

★★★4. 第 27 回日中特許庁長官会合が開催 糟谷長官と申局長が出席 ★★★

12 月 1 日、日本国特許庁 (JPO) と中国国家知識産権局 (CNIPA) が第 27 回長官会合をテレビ会議方式で開催した。JPO からは糟谷敏秀長官、CNIPA からは申長雨局長が出席した。

申局長は、JPO が重要な協力パートナーであるとの認識を示し、双方が長年、知的財産権の各分野で獲得した豊かな成果や、日中韓三庁協力や五大特許庁協力の枠組みで推進してきた協力事業などを回顧し、より一層の交流強化で協力関係を更に深めていくことを望むと語った。

糟谷長官は、双方が特許、意匠、商標、自動化などの分野で進めている協力事業を評価し、相互信頼関係に基づく各分野の協力深化を期待すると表明した。

両長官は審査官の相互派遣、意匠、商標、自動化、特許審判、人材育成、法律制度などに関する協力について、踏み込んだ意見交換を行った。

(出典：国家知識産権網 2020 年 12 月 7 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/7/art_53_155471.html

★★★5. 第 20 回日中韓特許庁長官会合がテレビ会議方式で開催 ★★★

12 月 1 日、第 20 回日中韓特許庁長官会合がテレビ会議方式で開催された。日本国特許庁からは糟谷敏秀長官、中国国家知識産権局からは申長雨局長、韓国特許庁からはキム・ヨンレ庁長が出席し、過去 1 年の協力事業の進捗状況を回顧し、評価した上で、今後の交流などについて意見を交換し、来年の協力計画を確認した。

会合において、各庁担当者はそれぞれ、知的財産権活動の最新の動きを紹介した。また、人材育成や商標、審判、意匠、知的財産利用者セミナーなどについて踏み込んだ交流を行った。

会合ではまた、第 21 回日中韓特許庁長官会合を来年、中国国家知識産権局が主催することが定められた。

(出典：国家知識産権網 2020 年 12 月 4 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/4/art_53_155407.html

★★★6. 中国とチリ、特許審査ハイウェイ試行プログラムの期間を延長 ★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) とチリ産業財産庁 (INAPI) が締結した「特許審査分野の協力深化と特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムの延長に関する共同声明」に基づき、両庁間の PPH 試行プログラムが、2021 年 1 月 1 日より 3 年延長することになった。PPH 申請の提出に関する要件、手順は不変であるという。

CNIPA と INAPI は 2018 年 1 月 1 日より PPH 試行プログラムを開始した。試行期間は 3 年間、今年 12 月 31 日に満期を迎える。

(出典：国家知識産権網 2020 年 12 月 4 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/4/art_53_155408.html

★★★7. 第 26 回中韓特許庁長官会合が開催 共同検索推進などで意見交換 ★★★

11 月 27 日、中国国家知識産権局 (CNIPA) と韓国特許庁 (KIPO) が第 26 回長官会合をテレビ会議方式で開催した。申長雨局長とキム・ヨンレ庁長が出席した。

申局長は、韓国特許庁が重要な協力パートナーで、長年、双方が知的財産権の各分野で幅広い交流を行い、豊かな成果を上げていると語った後、「今後も引き続き交流を深め、実務協力分野の拡大を含めて双方の知的財産権協力が新たな発展段階に入るよう推し進めていきたい」と表明した。

会合において、双方は、過去 1 年の特許審査、商標、自動化、知的財産権保護、審判などの分野で展開した協力事業を回顧し、共同検索試行プログラムや中韓商標専門家会議、中韓審判会合などを巡って意見を交わした。また、人工知能などの新技術に関する協力、交流の強化について議論を行い、今後の協力事業の方向性を明確にした。

(出典：国家知識産権網 2020年12月4日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/4/art_53_155443.html

○ 地方政府の動き

★★★1. 浙江省、専利代理業界の信用管理を強化 管理弁法を発表★★★

浙江省市場監督管理局がこのほど、「浙江省専利代理業界信用管理弁法（試行）」を発表した。

同「管理弁法」は、3つのメカニズムを通じて専利代理業界の信用監視管理を強化し、現地の優れたイノベーション主体の発展を支える、より多くの高品質で規範的な専利代理サービスを生み出すよう取り組むとしている。3つのメカニズムはそれぞれ、▽「信用調査、信用評価、信用利用」を核とした信用監督メカニズム、▽社会化された信用奨励と信用喪失懲戒メカニズム、▽業界の信用情報開示と信用自律により強化された市場の優勝劣敗メカニズム——である。

「管理弁法」の施行により、専利代理業界の信用情報に対する分類管理が促進され、専利創造の質と運用効果の向上や实体经济への技術面の支援強化につながる事が期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年12月9日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=126305#

★★★2. 湖北省、知的財産権行政保護と司法保護の連携を強化★★★

湖北省知識産権局と湖北省高級人民法院、武漢知的財産権審判院はこのほど、知的財産権の行政保護と司法保護の連携強化について会合を開催し、合意に達した。

3者は▽知的財産権の行政法執行と司法裁判の基準の統一、▽「湖北の知的財産権保護のさらなる強化に関する若干措置」推進計画の策定、▽多元化された紛争解決メカニズムの整備、訴訟・調停突き合わせ体制の機能強化、▽行政裁決告知制度の確立——などについて踏み込んだ意見交換を行い、知的財産権保護の新たな任務の達成などに向けて提携することで合意した。

3者は提携を通じて、知的財産権の行政保護と司法保護の連携推進に注力し、市民と企業の知的財産権保護に対する満足度を絶えず向上させ、全国での知的財産権保護の「高地」を築き上げるよう取り組むこととしている。

(出典：国家知識産権網 2020年12月7日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/7/art_57_155457.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 蘇州中級法院と浦東新区法院が知的財産権司法保護で提携★★★

江蘇省の蘇州市中級法院と上海市浦東新区法院は12月8日午後、知的財産権保護に関する司法協力覚書を締結した。双方は、蘇州と上海の知的財産権司法保護が新たな段階に邁進するよう、長江デルタ地域における一体化された知的財産権司法保護の協働メカニズムの構築をともに推し進めていくことで合意した。

蘇州市の各法院は2017年以降、各種の知的財産権事件合わせて1万7598件を受理し、1万4723件を結審した。今年11月末までに、蘇州知的財産権法院は各種の知的財産権事件合わせて6898件を受理し、平均年間増加率は17.9%に達している。

今回締結された覚書は、協議・連動・協働や、多元化された紛争解決、裁判活動に関する協力など、8つの面の施策が盛り込まれている。長江デルタ地域における知的財産権裁判活動の改革深化、自由貿易試験区における知的財産権紛争の新動向、地域共同のイノベーション産業システムの整備、双方間の知的財産権司法協力体制の確立を推進することとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年12月10日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202012/330168.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 税関総署、1～11月の権利侵害被疑貨物は4557万点 11%増★★★

1～11月、全国の税関で4万9000ロット、4557万2000点の権利侵害被疑貨物が差し押さえられた。前年同期に比べて、ロット数は40%増加し、貨物点数は11%増加した。一方、税関総署で認可された知的財産権税関保護の登録件数は1万3748件、同21%増となっている。

「今年に入ってから、税関は法執行の知能化、情報化、国際化を推し進め、知的財産権保護の成果共有を促進してきた。」税関総署・総合業務司の金海司長が説明した。現在、知的財産権関連事件は全プロセスでペーパーレス化、追跡可能化を実現している。珠江デルタ地域や長江デルタ地域、北

京・天津・河北地域などでは税関が緊密な法執行協力を展開し、EU、米国、ロシア、日本、韓国などの税関当局とは知的財産権保護協力の枠組み下で越境の権利侵害活動の摘発を強化している。

税関総署は今後、知的財産権税関保護制度のさらなる整備、情報技術の活用などを推し進め、越境電子商取引などにおける権利侵害の摘発に活動の重点を置いて、優れたビジネス環境、イノベーション環境の構築を支えていく方針であるという。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年12月8日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202012/329933.html>

★★★2. 1～11月、浙江省の知的所有権税関登録が2547件 全国最多★★★

今年1～11月、浙江省の知的財産権税関登録が全国最多の2547件に達し、前年同期に比べて30%増加した。12月3日、杭州税関関係者が明らかにした。

杭州税関は今年、民間企業の知的財産権保護を支援するために、管轄区域にある国内ブランドの税関登録などの状況を調べ、知的財産権の税関保護に関する政策の普及啓発に取り組んできた。企業の知的財産権に関する保護意識の向上を促進すると同時に、杭州税関は権利侵害の摘発も強化している。1～11月、国内ブランドの知的財産権を侵害した21ロット、53万点余りの貨物を差し押さえたという。

杭州税関関係者は、重点分野や重点地域での法執行を強化し、調達・購買や越境電子商取引、郵送などに関わる権利侵害リスクを注視し続ける方針であると説明している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年12月4日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202012/329648.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 東アジア、世界で最もイノベーションが盛んな地域になりつつある＝ボアオ・アジアフォーラム報告書★★★

「ボアオ・アジアフォーラムイノベーション報告書2020」がこのほど北京で発表された。ボアオ・アジアフォーラムが科学技術のイノベーションについてまとめた初めての報告書である。フォーラムの李保東事務局長は報告書について、「世界の科学技術イノベーション構造は多極化発展の傾向を示しており、発展途上国の成長率は先進国を上回り、特に東アジアは、世界で最もイノベーションが盛んな地域になりつつある」と指摘した。

報告書は「未来へのリード」、「生産開発」、「幸せな生活」、「環境改善」という4つの角度から、アジアで最も潜在力があり、かつ応用の将来性が明るい「9大技術」を初めて提示した。それぞれ、人工知能(AI)、5G、産業ロボット、インテリジェント産業チェーン、モバイル決済技術、新リテール技術、バイオ製薬技術、デジタルエネルギー技術、環境改善技術である。

また、報告書は人工知能(AI)について、「アジア諸国のあらゆる業種に浸透し、中国、韓国、日本、インド、シンガポールがAIイノベーションのリーダーになっている」としている。5Gに関しては、中国と韓国がアジアをリードし、今後、交通輸送、エネルギー、製造、教育、医療、消費、レジャー・エンターテインメントなどの業界に根本的な変化をもたらすとしている。また、モバイル決済技術については、中国とインドが先導している状況で、アジア諸国は急速に関連事業を推進しているとの見方を示した。

(出典：中国企業知識産権網 2020年12月4日)

<http://www.cneip.org.cn/html/8/39718.html>

○ 統計関連

★★★1. 昨年の知的財産権指標、中国は引き続き世界をリード＝WIPO報告書★★★

世界知的所有権機関(WIPO)が12月7日に発表した年次報告書、「世界知的財産指標(World Intellectual Property Indicators)2020」によると、商標と意匠の国際出願は2019年も引き続き増加しているものの、特許出願件数が前年比3.0%減の322万件であったことがわかった。

背景には、知的財産権強国としての中国の特許出願件数は24年ぶりに減少したという。WIPOのデータによると、中国は昨年、引き続き世界知的財産権分野でけん引の役割を果たし、大多数の知財指標で世界一をキープした。中国の特許出願件数は140万件の世界最大で、世界2位の米国(62万1500件)の2倍以上に上った一方、前年に比べて9.2%減少した。WIPOは中国の特許出願件数減少について、「中国の出願構造の最適化や出願の質の改善などを目的とした監督管理のモデル転換によるものが主な原因」と指摘している。

WIPO のダレン・タン事務局長は「昨年の知財指標によると、知的財産権ツールの需要が長期的な成長傾向を示している」と指摘した上、「新型コロナウイルス感染症により、日々の生活において新しい技術の導入が進み、日常生活のデジタル化が促進された。知的財産権はテクノロジー、イノベーション、デジタル化と深く関わっているため、ポストコロナの世界において、多くの国にとってより重要になるだろう」との見解を示した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 12 月 7 日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202012/329820.html>

★★★2. 中国、1～10月の知的財産権使用料輸出 27.2%増＝商務部★★★

中国商務部の高峰報道官は 3 日、2020 年 1～10 月のサービス貿易の発展状況を説明した。それによると、同期には新型コロナウイルス感染症などの要因が重なり合ったことが影響して、中国のサービス貿易は規模が縮小したものの、安定に向かう様子を見せており、知識集約型サービス貿易の割合が上昇し、知的財産権使用料の輸出が 27.2%増した。

1～10 月のサービス輸出入貿易額が前年同期比 16.1%減の 3 兆 7257 億 8000 万元（1 元は約 16 円）だった。うち輸出は 1.8%減の 1 兆 5489 億 5000 万元、輸入は 23.9%減の 2 兆 1768 億 3000 万元だったという。

知識集約型サービス貿易が逆境の中で成長した。1～10 月、中国の知識集約型サービスの輸出入額が同 8.3%増の 1 兆 6390 億 3 千万元に上り、サービス輸出入額全体に占める割合は 44.0%に達し、同 9.9 ポイント上昇した。このうち、知識集約型サービス輸出額は同 8.2%増の 8609 億 4 千万元、サービス輸出額全体の 55.6%を占めて、同 5.1 ポイント上昇した。輸出の伸びが速い分野は知的財産権使用料（27.2%増）、保険サービス（18.4%増）、電気通信・コンピューター・情報サービス（14.4%増）となっている。

(出典：国家知識産権戦略網 2020 年 12 月 3 日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=51514>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/?p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved